

令和3年度帯広市新型コロナウイルス感染症検査費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者入所施設の従事者、入所者及び新規入所予定者（当該施設に概ね2週間以内に入所を予定している者をいう。以下同じ。）に対する新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の検査費用について、予算の範囲内で帯広市新型コロナウイルス感染症検査費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
- (2) PCR検査等 新型コロナウイルスが体内に存しているか調べるために行うPCR検査及び抗原定量検査をいう。
- (3) 行政検査 医師がPCR検査等が必要と判断した者に対して公費で実施するPCR検査等をいう。
- (4) 任意検査 行政検査以外の検査で、本人の希望により医療機関等で実施するPCR検査等をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金交付対象者は、別表に掲げる施設（以下「対象施設等」という。）を帯広市内に有する者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、補助金交付対象者が令和3年5月20日から令和4年3月31日までの間に実施する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 対象施設等の従事者、入所者及び新規入所予定者に対し、行政検査を受検させる事業
- (2) 新規入所予定者に対し、任意検査を受検させる事業

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金交付対象者が前条に規定する補助対象事業を実施した際に、検査実施機関等に支払った費用とする。ただし、他の国庫補助金等で措置されているものは対象としない。

(補助金の額及び交付回数)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1号に掲げる事業 補助対象経費の実支出額のうち初診料又は再診

料、検体採取料及び院内トリアージの実施料の合計額と 2,100 円とを比較していずれか少ない額とし、原則として 1 人当たり 5 回までとする。

- (2) 第 4 条第 2 号に掲げる事業 補助対象経費の実支出額と、PCR 検査については 20,000 円、抗原定量検査については 7,500 円とを比較していずれか少ない額とし、原則として 1 人当たり 1 回までとする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付申請は、帯広市新型コロナウイルス感染症検査費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、検査を受けた月の翌々月末又は令和 4 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 施設別実績報告書(様式第 1 号別紙 1)
- (2) 支出根拠を確認できる領収書等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定及び額の確定)

第 8 条 市長は、前条の申請書兼実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、帯広市新型コロナウイルス感染症検査費補助金交付決定兼交付額確定通知書(様式第 2 号)により補助金交付申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の審査結果により、補助金を交付しないことと決定した場合は、帯広市新型コロナウイルス感染症検査費補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により通知する。

(申請の取下げ)

第 9 条 補助金交付申請者は、前条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から起算して 7 日以内に、補助金の交付申請を取り下げることができる。

- 2 前条第 1 項の規定による通知を受けた補助金交付申請者が、補助金の交付を希望しなくなったときは、補助金の交付申請を取り下げることができる。
- 3 第 1 項及び前項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第 10 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知

するものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

(補助金の交付請求)

第 12 条 補助事業者は、第 8 条第 1 項の交付決定の通知を受けたときは、帯広市新型コロナウイルス感染症検査費補助金交付請求書(様式第 4 号)を、通知を受けた日から 10 日を経過する日までに市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 20 日から施行する。

別表

区分	対象施設
高齢者入所施設	①特別養護老人ホーム(地域密着型を含む。) ②介護老人保健施設 ③認知症対応型共同生活介護 ④有料老人ホーム ⑤サービス付き高齢者向け住宅 ⑥養護老人ホーム ⑦軽費老人ホーム ⑧生活支援ハウス